



建設国保組合からのお知らせと

平成30年度事業のご案内



建設業に従事する労働者・職人・一人親方・零細事業主は、休業したときの収入が補償されていないため、病気やケガで仕事を休んだ場合に収入が得られなくなってしまう。建設国保組合は、付加給付金や傷病手当金の支給などの任意給付や健康診断等の疾病予防対策を充実させ、建設業の就労実態に即した運営を行っています。



平成30年8月から

70歳以上の 高額療養費の自己負担限度額が変わります

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者とそれ以外の世代間で公平が図られるよう、負担能力に応じた負担をしていかなければなりません。

そのため、平成30年8月から70歳以上の方を対象とした高額療養費の自己負担限度額が変更になります。

適用区分は、高齢受給者証または限度額適用・標準負担額減額認定証でご確認いただけます。



平成29年8月
～平成30年7月

70歳以上の方

平成30年8月～



| 適用区分 | 自己負担限度額 (外来・個人ごと) | 自己負担限度額 (入院・世帯ごと) |
|------|---------------------------|---|
| 現役並 | 57,600円 | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【44,400円】 |
| 一般 | 14,000円 (年間上限144,000円) | 57,600円 【44,400円】 |
| 低所得Ⅱ | 8,000円 | 24,600円 |
| 低所得Ⅰ | | 15,000円 |



| 適用区分 | 自己負担限度額 (外来・個人ごと) | 自己負担限度額 (入院・世帯ごと) |
|------|--|----------------------|
| 現役並Ⅲ | 252,600円+(総医療費-842,000)×1% 【140,100円】 | |
| 現役並Ⅱ | 167,400円+(総医療費-558,000)×1% 【93,000円】 | |
| 現役並Ⅰ | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【44,400円】 | |
| 一般 | 18,000円 (年間上限144,000円) | 57,600円 【44,400円】 |
| 低所得Ⅱ | 8,000円 | 24,600円 |
| 低所得Ⅰ | | 15,000円 |

【 】は多数回に該当した時の自己負担限度額です。同一世帯で12ヶ月の間に4回以上高額療養費が支給された場合、4回目以降が多数回に該当します。

建設国保組合で受けられる保険給付のご案内

高額療養費

～高額な医療費がかかったとき～

(申請必要)

組合員や家族が医療機関等で支払った一部負担合計額が自己負担限度額を超えた場合(ひとつの医療機関で1日から末日までに自己負担限度額を超えた場合も含む)申請により超えた分を払い戻します。自己負担限度額は下記のとおりで、申請には建設国保組合に加入している全員分の「所得と課税がわかる証明書」が必要となります。

※貸付制度あり。

【高額療養費の自己負担限度額】

《69歳までの方》

| 所得区分 | 自己負担限度額(国保世帯全体) |
|-----------------------------|---|
| ア (旧ただし書所得901万円超) | 252,600円+(総医療費-842,000円)×1%※1 【140,100円】※2 |
| イ (旧ただし書所得600万円～901万円以下) | 167,400円+(総医療費-558,000円)×1%※1 【93,000円】※2 |
| ウ (旧ただし書所得210万円～600万円以下) | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1%※1 【44,400円】※2 |
| エ (旧ただし書所得210万円以下) | 57,600円【44,400円】※2 |
| オ (住民税非課税) | 35,400円【24,600円】※2 |

《70～74歳の方》

| 適用区分 | 自己負担限度額(外来・個人ごと) | 自己負担限度額(入院・世帯ごと) |
|-----------------------|---|------------------------|
| 現役並Ⅲ (課税所得690万円以上) | 252,600+(総医療費-842,000)×1%※1 【140,100円】※2 | |
| 現役並Ⅱ (課税所得380万円以上) | 167,400+(総医療費-558,000)×1%※1 【93,000円】※2 | |
| 現役並Ⅰ (課税所得145万円以上) | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1%※1 【44,400円】※2 | |
| 一般 (課税所得145万円未満) | 18,000円 (年間上限144,000円)※3 | 57,600円 【44,400円】※2 |
| 低所得Ⅱ | | 24,600円 |
| 低所得Ⅰ (所得が一定以下) | 8,000円 | 15,000円 |

※1 1%とは高額療養費の算定対象になった医療費総額の1%です。

※2 【 】は多数回に該当した時の自己負担限度額です。同一世帯で12ヶ月の間に4回以上高額療養費が支給された場合、4回目以降が多数回に該当します。

※3 年間上限額は、144,000円となります。

【限度額適用認定証の提示】

(申請必要)

建設国保組合が交付する「限度額適用認定証」を医療機関等の窓口で提示することにより、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。なお、発効期日は申請があった月の1日となります。遡っての交付は行いません。

住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付となります。

70歳以上の方は、今年度から被保険者証と高齢受給者証が1枚となったものが交付されますが、現役並の方で窓口支払額が高額になりそうなときは「限度額適用認定証」の交付ができますので、必要な方は申請してください。

傷病手当金

～病気やケガで働く事ができなくなったとき～

(申請必要)

組合員が病気やケガ(業務中のケガや相手のいる交通事故等を除く)で仕事ができない場合は、休業4日目から支給します。ただし、連続して7日以上業務に従事できないときは、初日から支給します。
組合員 1日4,000円(2年間で80日を限度)

※資格取得日から6ヶ月以上経過して休業した場合に支給します。



出産育児一時金

～赤ちゃんが生まれたとき～

(申請必要)

組合員や家族が出産した場合に450,000円(出産1回につき・産科医療補償加入機関で出産の場合)を支給します。医療機関に直接支払制度を利用した場合、420,000円を限度に医療機関に直接支払われ、残金は組合員のゆうちょ銀行の口座に支給します。

※協会けんぽ等から給付を受けられる場合は、建設国保からは支給されません。(協会けんぽ等に1年以上継続して被保険者(本人)として資格があり退職後6ヶ月以内の出産の場合。)

※直接支払制度を利用しない場合は組合員の口座に支給します。

出産手当金

～組合員が出産のため働けないとき～

(申請必要)

組合員が出産し、出産前6週間(42日)以内、出産後8週間(56日)以内で働けなかった期間1日4,000円を支給します。

※出産手当金を支給した場合、傷病手当金は重複して支給しません。



健康診断補助金

～健康診断(40歳以上は特定健診)を受けたとき～

(申請必要)

組合員や家族が健康診断を受けた場合、かかった費用のうち13,500円を限度に補助します。ただし、40歳以上の方は特定健診を受けないと補助対象にはなりません。また、40歳未満の方は資格取得日から6ヶ月以上経過している方が補助対象となります。

脳ドックは2年度に1回、40,000円まで補助します。

※各支部の集団健診で、胸部レントゲンを希望すると、じん肺・アスベスト疾患の専門医が無料で診断します。



療養費

～立て替え払いをしたとき～

(申請必要)

組合員や家族がやむを得ない事情(旅行先で急病等)で、保険証を持たずに医療機関を受診した場合や治療用装具(コルセット・子供用の治療用眼鏡等)を作って全額自己負担した場合、申請により認められた費用から一部負担相当額を控除した額が支給されます。

葬祭費

～組合員・家族が亡くなったとき～

(申請必要)

組合員や家族が死亡した場合に支給します。原則として組合員に支給します。組合員が死亡した場合は、葬祭を行う方に支給します。
組合員・家族 50,000円



付加給付金

～一部負担金が17,500円を超えたとき～

(申請不要)

組合員及び配偶者が支払った一部負担金が、ひとつの医療機関等で、1ヶ月(月の1日～末日まで)17,500円を超えた額を払い戻します。

※窓口支払額が高額療養費の限度額を超える場合は、高額療養費の自己負担限度額までが対象となります。

※国・地方自治体が行う公費負担医療等、他の法令規則により給付を受けることが確認できる時は支給対象になりません。

※貸付制度あり。



インフルエンザ予防接種助成

(申請必要)

組合員や家族がインフルエンザの予防接種を受けた場合、年度内(4月1日～3月31日)に一人1回、一律1,500円を助成します。資格取得後6ヶ月以上経過した方が対象となります。なお、65歳以上の方は予防接種法の適用により対象外となります。

※小学生以下は1年度2回接種のため、1回あたり1,500円、合計3,000円まで助成します。

交通事故にあったとき



交通事故等の第三者行為によるケガで治療を受けた場合は、本来は加害者が責任を持って治療費等の支払いを行うことが原則です。建設国保に届出を行えば保険証を使って治療を受けることができますので、**必ず建設国保組合に「第三者行為による被害届」を提出してください。**

仕事中にケガをしたとき



仕事中のケガ・仕事が原因で起きた病気・通勤中の事故は労災保険で治療を受けるのが原則です。**労働災害に保険証は使えません。**一人親方や事業主・家族従業員は労災保険特別加入をして、ささいなケガでも労働災害である場合は労災保険を使いましょう。

建設国保組合の保険料

保険料は、皆さんが病気やケガをした時の医療費やさまざまな保険給付の費用にあてる大切な財源です。保険料はみなさんで負担するものですから、保険料の納入が遅れると国保組合の財政運営に大きく影響します。また、保険料を滞納すると、有効期間が短い保険証(短期被保険者証)が交付される場合がありますのでご注意ください。

※平成30年4月1日現在の年齢で賦課区分が決定されます。

| 賦課区分 | | 医療保険料 | 後期高齢者 支援保険料 | 介護保険料 (40歳～64歳) | 備考 |
|-------------|---------------|---------|----------------|--------------------|--|
| 組 合 員 | ～22歳(若Ⅰ) | 8,000円 | 3,000円 | - | 法人事業所の 事業主は3,000円 事業主以外の方は800円 が加算されます。 |
| | 23歳～27歳(若Ⅱ) | 9,500円 | 3,000円 | - | |
| | 28歳～32歳(一Ⅰ) | 11,000円 | 3,000円 | - | |
| | 33歳～36歳(一Ⅱ) | 12,000円 | 3,000円 | - | |
| | 37歳～69歳(一Ⅲ) | 13,000円 | 3,000円 | 2,400円 | |
| | 37歳～69歳(旧乙) | 12,500円 | 3,000円 | 2,200円 | |
| | 70歳～74歳(老組) | 11,300円 | 3,000円 | - | |
| 家 族 | 60歳未満成人男子(成男) | 10,900円 | 1,000円 | 1,500円 | 大学生・専門学校生・身体障害者等は その他家族(一家)となります。 |
| | 45歳未満成人女子(成女) | 4,300円 | 1,000円 | 1,200円 | |
| | その他の家族(一家) | 3,800円 | 1,000円 | 1,200円 | |
| | 6人目以上の家族(超家) | 0円 | 1,000円 | 1,200円 | 後期高齢者支援保険料・介護保険料 は納入していただきます。 |

山形県建設国民健康保険組合 〒990-0821 山形市北町三丁目1番7号 TEL:023(666)7727

| | | | | | |
|-------|------------------|-------|------------------|------|------------------|
| 田川支部 | TEL:0235(22)2832 | 鮎海支部 | TEL:0234(35)2880 | 山形支部 | TEL:023(633)1928 |
| 北村山支部 | TEL:0237(35)2323 | 最上支部 | TEL:0233(22)4577 | 飯豊支部 | TEL:0238(72)3555 |
| 高島支部 | TEL:0238(52)2531 | 川西支部 | TEL:0238(42)2928 | 南陽支部 | TEL:0238(43)3309 |
| 米沢支部 | TEL:0238(21)3360 | 村山支部 | TEL:0237(53)2870 | 天童支部 | TEL:023(653)2633 |
| 河北支部 | TEL:0237(72)5211 | 朝日支部 | TEL:0237(67)2708 | 西川支部 | TEL:0237(74)3135 |
| 大江支部 | TEL:0237(62)5639 | 寒河江支部 | TEL:0237(84)3951 | 小国支部 | TEL:0238(62)5858 |
| 長井支部 | TEL:0238(88)5424 | | | | |

※ お気軽にお問い合わせください。